

県と市町村との協議の場「しくみ改善協議」

1 目的

県と市町村との望ましい関係確立するため、県・市町村の課題について対等の立場で協議を行い、一定の方向を見出す場として、県と市町村との協議の場「しくみ改善協議」を設置します。

2 概要

(1) 協議の対象

県と市町村との間の事務処理を改め、いかに効率化、簡素化するかについて協議します。よって、下記の2点が主な対象となります。

◆ 事務の簡素化、効率化に関すること

◆ 県と市町村の役割分担に関すること

対象外とする事項

- ・ 法令の改正を要する事項
- ・ 予算などの議会案件
- ・ 既存の審議会等で議論する場がある事項

(2) 協議期間

原則3ヶ月とします。ただし、双方の協議により延長することも可能です。

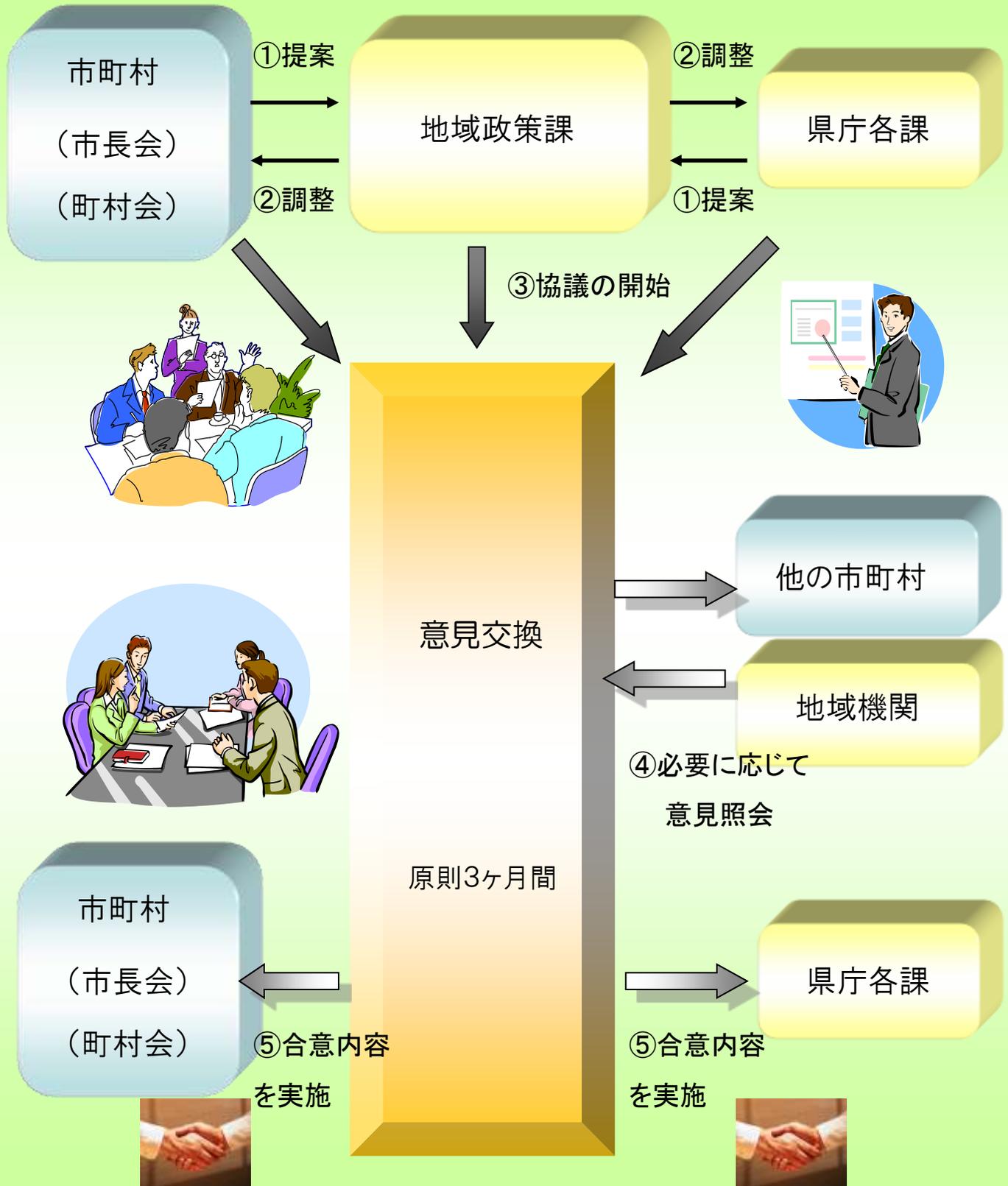
(3) 協議の構成員

- ◇ 協議を提案した市町村、又は協議テーマに関係する市町村
- ◇ 協議を提案した県の課、又は協議テーマに関係する県の課
- ◇ 市長会及び町村会（必要に応じて）
- ◇ 地域政策課、市町村課（必要に応じて）

(4) 提案の受付

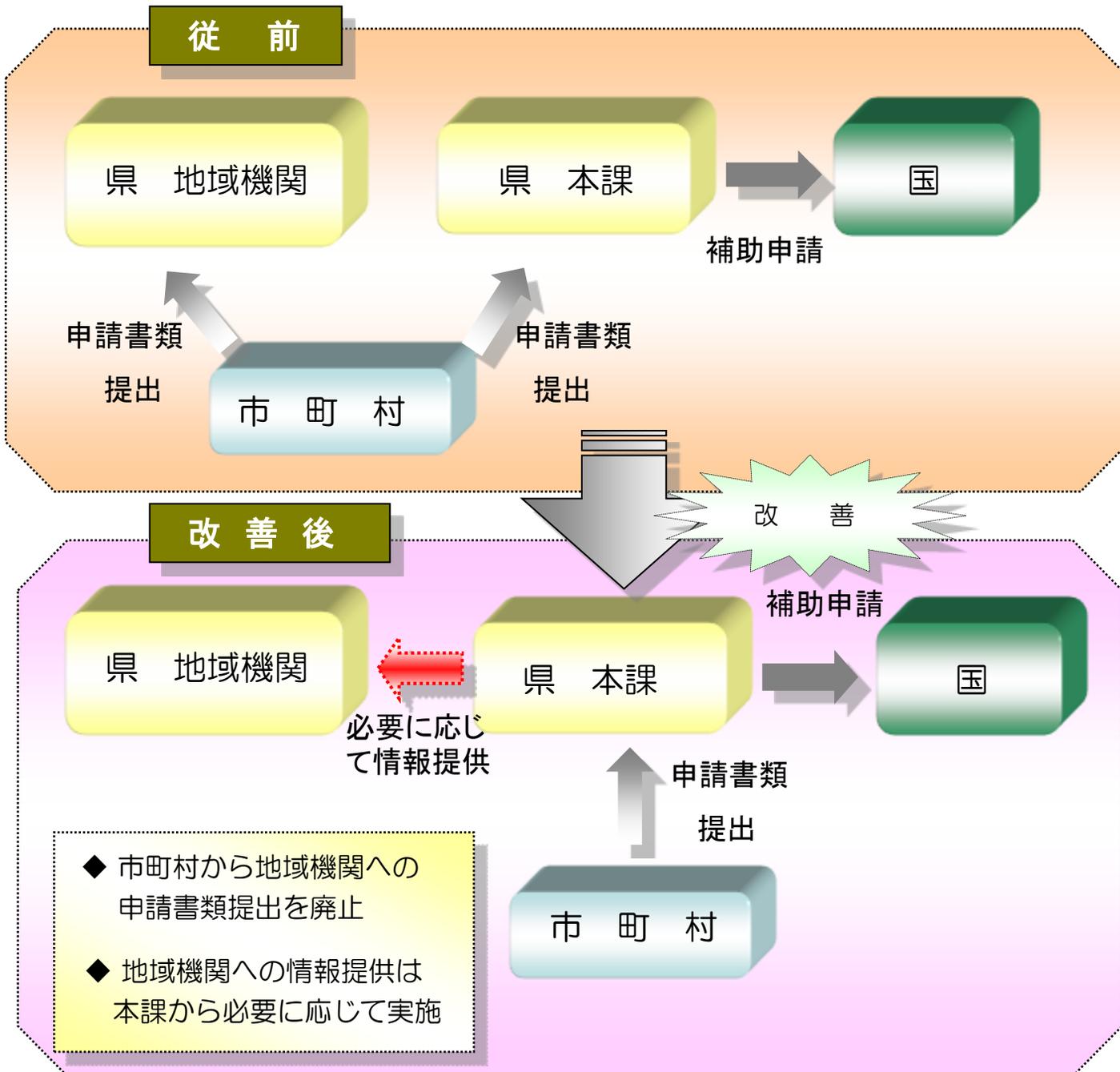
提案は「地域政策課 自治連携担当」で随時受け付けています。

(5) 協議の流れ



3 改善事例

● 国庫補助の申請に際して、市町村の申請事務を簡素化した事例



4 お問い合わせ先

企画財政部 地域政策課 総務・自治連携担当

電話 048(830)2794(直通)

E-mail a2760-04@pref.saitama.lg.jp